

独自基準案設定の考え方

1. 多職種連携の担い手となる人材の育成

地域包括ケアの促進には、多職種の連携による支援体制の整備が必要。



介護職場の職員の、地域の社会資源に関する幅広い知識を深め、連携のノウハウを向上させる必要がある。



「他サービスや医療など地域の社会資源の把握と連携に関する職員への教育機会の確保」を義務化する規定を設ける。

2. 人権の尊重と虐待防止

高齢者の人権擁護において、虐待の防止は重要な課題であるが、全国的には、職員の認識不足等から、介護サービス事業所での不適切事例が確認されている。



介護職場において、職員へのより一層の教育機会の確保等の対応が求められる。

※高齢者虐待防止法においては、既に、こうした教育機会の確保を事業者に義務付けている。



「高齢者の人権擁護、虐待防止等に関する教育機会の確保」を義務化する規定を設ける。

「虐待防止責任者の設置等」を努力義務化する規定を設ける。

3. その他、国基準の補足・明確化等

①事業を行う関係者（代表者、役員及び管理者）から暴力団員を排除

「金沢市暴力団排除条例」の主旨に沿い、介護サービス事業を行う関係者（代表者、役員及び管理者）から暴力団員を排除し、利用者の安心安全を確保する。

②介護サービス事業所における記録の保存年限を、国基準の「2年」から「5年」に変更

過誤にかかる介護報酬返還請求権の消滅時効（5年）との整合を図る。